揮発油		1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		11.1
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		10.6
		1,871キログラム以上		10.2
軽油	手動式	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		16.8
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		15.9
		1,871キログラム以上 1,991キログラム未満		15.2
		1,991キログラム以上		14.6
	手動式以外のもの	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		14.0
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		13.7
		1,871キログラム以上 1,991キログラム未満		13.5
		1,991キログラム以上 2,101キログラム未満		13.3
		2,101キログラム以上		13.0

備考１　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第１条第１項第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

２　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

３　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

１－２　判断の基準の特例

⑴　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑶の判断の基準において、ガソリン貨物自動車等平均燃費値が１－１⑶の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑴において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類の区分が軽油のみのものにあっては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（ガソリン貨物自動車等平均燃費値が１－１⑶の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類の区分が軽油のみのものにあっては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑶の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑵　トラック等又はトラクタの製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑷又は⑸の判断の基準において、トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が１－１⑷又は⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑵において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が１－１⑷又は⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を２で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑷又は⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑶　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑹の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）並びに電気自動車等（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（専ら貨物の運送の用に供する自動車（型式指定自動車（道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のものを除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のものをいう。））のエネルギー消費効率（交流電力量消費率等を別添２の換算式により変換したものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　表示事項等

２－１　表示事項

エネルギー消費効率（ＪＣ08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（１－１の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。

イ　車名及び型式

ロ　原動機の型式及び総排気量

ハ　車両重量

ニ　変速装置の形式及び変速段数

ホ　燃料供給装置の形式

ヘ　筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

ト　エネルギー消費効率

チ　貨物自動車製造事業者等の氏名又は名称

リ　車両総重量及び最大積載量

ヌ　原動機の最高出力及び最大トルク

ル　変速装置の各段ギア比（トラック等又はトラクタに係るものに限る。）

ヲ　使用する燃料の種類（レギュラーガソリン、プレミアムガソリン又は軽油の別）